

水防法に基づく水害ハザードマップについて（不動産取引業者の方へ）

- ◆ 令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に水防法に基づく水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを活用した説明が義務化されました。
- ◆ 以下のレイヤー一覧表をご覧ください、対象箇所の水害リスクをご確認ください。

| WEB版ハザードマップ レイヤー名称 | 水防法に 基づくか | 備考 |
|-----------------------------|--------------|--|
| 洪水（浸水深（想定最大規模）） | ○ | 都川、村田川、小中川（南白亀川水系）、鹿島川（高崎川水系）、印旛放水路（花見川）、勝田川、浜田川、浜野川、生実川、菊田川の洪水浸水想定区域図を掲載しております。 |
| 内水（浸水深（想定最大規模）） ※雨水出水＝内水 | × | 水防法第14条の2に基づく雨水出水浸水想定区域の指定はこちらを参照ください。 (https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/chisui/usuishusui.html) 今後、同法第15条第3項に基づくハザードマップに更新予定です。 |
| 高潮（浸水深（想定最大規模）） | ○ | 令和4年6月10日より水防法第14条の3に基づく高潮浸水想定区域を指定したことから水防法第15条第3項に基づくハザードマップとなっております。なお、浸水範囲は、今まで（平成30年11月公表）と変更ありません。 |

※ 千葉市は（一社）千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び（公社）全日本不動産協会千葉県本部と「不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定」を結ばせていただいております。水防法に基づくハザードマップ以外の水害リスクについても、不動産取引時における取引相手方への説明について、ご協力をお願いいたします。

協定について

